

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度第2回日置警察署協議会
会 議 日 時	令和6年11月26日（火） 午後3時～午後4時
会 議 場 所	日置警察署 会議室（道場）
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下6人 2 警察署 署長以下7人

（会議の概要）

1 会次第

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議題

ア 管内の治安情勢及び業務推進状況
質疑

(7) 管内における触法少年の内訳について

（委員）

令和6年10月末現在、日置署の触法少年4人の内訳を教えてください。

（生活安全刑事課長）

オートバイ盗 1人

万引き 3人

です。

(イ) 薬物乱用キャラバンカーの予約予定について

（委員）

薬物乱用防止に利用しているキャラバンカーの予約予定はあるのか。

（署長）

当署からの予定はありません。

学校単位で予約を行うものと承知しています。

イ 意見・要望等について

ウ 次回開催日程について

- (4) 閉会

2 委員からの質問・意見・要望の提言等

（委員）

- 1 日置市吹上町宮坂交差点の中央に＋マーク（交差点の中央表示）を付けてもらいたい。
- 2 日置市吹上町中原交差点の横断歩道の白線が消えているので補修してもらいたい。
- 3 市道住吉狩谷線を高速で走行している車があり、不法投棄もあるので、巡回してもらいたい。
- 4 劣化した路面標示修復作業の進捗状況（今後の見通し）を知りたい。

1について

（交通課長）

交差点の「十字マーク」につきましては、必要に応じて道路管理者が設置するものであり、警察が設置する標示ではありません。

道路管理者に問い合わせたところ、宮坂交差点は交差点であることが明確であることから、十字マークの必要性は低いとの説明でした。

交差点の中心部分に菱形のゼブラ矢印を標示して、その直近を右折通行すべき場所として指定する県公安委員会の交通規制がありますが、宮坂交差点は変形交差点であることから、交差点の中心部分を定めることができず設置は困難であります。

また、変形交差点のため適切な右折待ち場所が分かりにくいため、市道側に設置された誘導帯と同様の標示を国道側にも設置することについて道路管理者に検討していただく方法もありますが、国道側からの道路は右折レーンがなく車線が一車線しかないため、交通流の混乱や新たな交通の危険を招くおそれがあります。

道路管理者からも設置困難との回答を得ていることから、「十字マーク」の標示は困難であると考えます。

2について
(交通課長)
中原交差点については、既に交通規制課に対して補修の上申をしていますが、警察本部に確認したところ、早ければ今年度末、遅くとも来年度の施行を予定しているとのことでした。

3について
(交通課長)
朝の出勤・通学の時間帯と夕方の帰宅時間帯が一般的に交通量が増加する時間帯と考えられます。

そこで、11月19日と20日の両日
出勤・通学時間帯である午前7時30分から午前8時30分まで
帰宅時間帯の午後5時から午後6時まで
のそれぞれの時間帯に定点監視で通過車両の走行状況を確認しましたところ、目測速度時速40キロほどの車はいましたが、それを上回る速度で走行する車両は確認されませんでした。

調査実施時に高速度の車の確認に至らなかったことも考えられます。
よって、制服警察官による駐留監視やパトロール活動を通じて無謀運転の抑止に努めていきたいと考えております。

また、不法投棄については、当署において認知し、日吉駐在所員、日置市役所とともに現場確認を実施しています。

今後も関係機関と情報共有を行い、連携しながら巡回を継続いたします。

4について
(交通課長)
当署管内に限らず、横断歩道等、摩耗、劣化している道路標示が多数あることは承知しています。

摩耗、劣化した道路標示については、警察、道路管理者において補修することになっていきますが、標示の種類によって管理者が異なります。警察が管理する道路標示は、横断歩道や一時停止の停止線等交通規制に関する道路標示、道路管理者が管理する道路標示は、車道外側線や車道中央線、導流体等交通規制以外です。

警察が管理する道路標示については、警察官による調査や地域住民からの情報提供を基に、警察本部に申請を行います。

警察本部では県下各署からの申請を受け、補修の必要性・緊急性が高い箇所から順次補修工事を行うこととなっており、今年度、日置署管内では20交差点（40か所）程度の補修を行う予定とのことでした。

今後も地域住民からの情報提供や警察官による点検活動により、道路標示の摩耗箇所の早期補修に努めてまいります。

備 考	
-----	--